

# 情報のページ

※今号の「情報のページ」は20～14頁です。

## お知らせ

### 5月からクールビズを開始

☎(260)5339 人財課

市は、節電対策のためクールビズを実施します。期間中は職員が軽装で勤務しますので、ご理解をお願いします。5/1(日)～10/31(月)。

### 5月は消費者月間

☎(260)5129 市民相談課

4/1から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢に達すると、住宅の賃貸やクレジットカードなどの契約をできるようになり、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できるが増える分、責任も生じます。事業者との契約に関するトラブルで困ったときは一人で悩まず、消費生活センターに相談してください。消費生活センター ▶ 5月～金曜日9:30～12:00・13:00～16:00(祝日を除く) 市役所市民相談課 ☎電話で同センター☎(260)5120へ。

### 5月は自転車マナーアップ強化月間

☎(260)5118 道路安全対策課

「自転車も のれば車の なかまわり」自転車は車の仲間です。交通ルールを守り安全に乗りましょう。自転車損害賠償責任保険等への加入も義務付けされています。

### 5/5～11は児童福祉週間

☎(260)5606 こども総務課

「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」毎年5/5のこどもの日から1週間は「児童福祉週間」です。子どもの健やかな成長について、家族や友人と考えてみませんか。

### 5/18に全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験を実施

☎(260)5777 危機管理課

当日は、市内全域89か所の防災行政無

線から「これは」アラートのテストです」という内容の放送が流れます。実際の災害発生などと間違えないようご注意ください。5/18(水)11:00頃。

### 第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

☎(260)5604 健康福祉総務課

戦没者死亡当時の遺族で、令和2年4/1(基準日)時点で、公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない人には、特別弔慰金が額面25万円、5年償還の記名国債で支給されます。戦没者死亡当時の遺族のうち、次の①～④の順番により1人/①令和2年4/1までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人、②戦没者等の子、③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めいなど)で、戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人。来年3/31(金)までに保健福祉センター健康福祉総務課へ直接。

### 令和4年度の固定資産税、都市計画税

☎(260)5236 資産税課

納税通知書を送付 ▶ 今年1/1現在、市内に土地や家屋を所有している人に送付します。5/16頃までに届かない場合はお問い合わせください。土地の固定資産税、都市計画税の負担調整措置の適用など ▶ 商業地等に係る負担調整措置の課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5% (現行5%) とします。※令和3年度の負担軽減措置

(土地の税額が増加する場合、前年度の税額に据え置くもの)の対象となった価格の、審査申出ができます。詳しくは納税通知書と同封している「固定資産税・都市計画税のしおり」をごらんください。

### 自立相談窓口をご利用ください

☎(260)5627 生活援護課

「新型コロナウイルスの影響で収入が減り、家賃が払えなくなりそう」という人は、住居確保給付金を受給できる可能性があります。ほかにも「何年も仕事をしていなくて、就職活動するのが不安」「毎月の家計が把握できなくて赤字ばかり」といった、仕事や生活についての困りごとの相談に応じます。お気軽にご相談ください。周囲でお困りのかたがいたら、同窓口をご紹介します。5月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00 市役所第2分庁舎大和市社会福祉協議会 ☎経済的に困っている市内在住者 ☎電話で同協議会自立相談窓口☎(200)6177へ。

### 「暗所視支援眼鏡」を日常生活用具の給付対象に追加

☎(260)5665 障がい福祉課

日常生活用具給付事業の給付品目に「暗所視支援眼鏡」を追加しました。申請には見積書や医師の意見書などが必要です。視覚障がい者または難病患者などで、夜盲または視野狭窄があり医師により必要と認められる人/基準上限額 ▶ 39万5,000円/耐用年数 ▶ 8年。

## 5月は水防月間です。

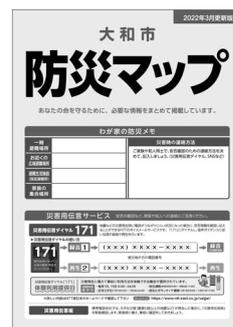
### 防災マップで避難経路などの確認を

☎(260)5728 危機管理課

梅雨や大雨などにより、川が増水しやすい時期を迎えます。市は防災マップを更新し、3月に全戸配布しました。自宅周辺の洪水浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域、避難経路などを確認しておきましょう。ウェブ版防災マップでは、より詳細な地図を確認できます。

#### ■「分散避難」にご協力ください

避難所や避難場所で受け入れ可能な人数は限られています。事前に避難所など以外の避難先を考えておき、避難所などには必要な場合のみ避難するようお願いいたします。①在宅避難 ▶ 丈夫な建物である、浸水の危険がない(戸建てなどで浸水する階がある場合は、浸水しない階へ避難)など、安全確保が可能な場合は自宅にとどまる。②縁故等避難 ▶ 浸水のおそれのない家族・親戚・知人の家やホテルなどへ避難。③避難所等 ▶ 非常持出品などを持参し、原則徒歩で避難してください。



2022年3月更新版 防災マップ